

会員の皆様方へ 厚労省発表1月6日付の「ガイドライン 第2版」を受け  
ご遺体引の引受け後も、安全に火葬迄を担当する事業者としてのお願い

前略 平素は、種々問題も変化する中、ご理解ご協力を頂き有難く厚く感謝申し上げます。私共、長岡市斎場運営協議会は会員の約30事業所の総意として、下記の様な問題を抱えながら3年間「新型コロナウイルス感染症」と診断されたご遺体の医療施設からの搬送から火葬迄を担当して参りましたが、今回のガイドラインの改定は唐突で途惑っております。然しながら、改定ガイドラインも他県や新潟市などに於いては導入されたと聞き、長岡市及び近隣市町村から問い合わせは頻繁にあり、医療現場の皆様とご協力の体制を協議し、早目に導入すべきと、長岡市からも要請されております。

付きましては、下記の様な内容に相互理解を頂ければ、導入促進に成るかと考え、内容を列記させて頂きましたので、ご検討の上対処をご相談頂ければ幸甚に存じます。

尚、長岡市の 第1段階緩和策の実施日は、2月13日（月）からと成っております。

記

- 1、基本的に「ガイドライン第2版」に従った、感染防止処置を徹底して頂く事。  
(気道や肛門等の閉塞措置が、十分に目的を達成している事。)
- 2、納体袋の使用が必要なご遺体は、遺体搬送業者・葬祭事業者・ご遺体のご家族等に同じ内容で説明し、理解や納得を得てから収納して頂く事。
- 3、指定の「情報共有シート」を活用し、その後の業務を行う事業者に安全である事を確認出来る様にして頂く事。 (検査・発症日、経過日数等の情報の記載)
- 4、医療施設等で、用具や人員の不足及び休日祭日等で、ガイドラインに記述されている処置の困難な場合は、ご遺族・葬祭事業者・遺体搬送事業者と相談し、納体袋使用同意を得る事も考慮し、安全な搬出にご協力頂く事。
- 5、注射針の抜去・止血処置・嘔吐物等は、葬祭・遺体搬送事業者が  
ご遺体を運ぶ際に悪路を長時間輸送する場合にも耐えられる方法で  
処置をして頂く事。(特に冬期間は圧雪等の悪路走行が短時間でも有る。)
- 6、病院・医院は上記1～5迄は可能としても、近年多種多様な形態の老人保養施設等が増加し、そこで囑託医師として診断される医師の方々にも、同じ基準でお願いしたいのですが、土・日・休日・祭日でご遺体の確認や診断書の作成・確認が出来ない場合(ご遺族や遺体搬送事業者、葬祭事業者と連絡不能な際)は、納体袋の使用を求める事も有ります。(ご自宅での孤独死等も同様)

以上です。